

事業主、人事労務担当者様!!あなたの会社の

# 「働き方改革」を 支援します!!



こんな  
疑問や  
お悩み  
ありませんか?

まずは  
チェック  
してみましょう!

ひとつでも  
「NO」があれば  
注意が必要です。



- 1 全ての従業員が年次有給休暇を年5日以上取得している。  YES  NO
- 2 年次有給休暇付与日や残日数を従業員ごとにきちんと管理している。  YES  NO
- 3 管理職や裁量労働制が適用される人を含む  
すべての従業員の労働時間をタイムカードなどで把握している。  YES  NO
- 4 残業が必要なので36協定を締結、届出している。  YES  NO
- 5 時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。  YES  NO
- 6 正社員とパート・有期労働者の待遇の違いはガイドラインに照らし合理的である。  YES  NO

「働き方改革」に取り組む  
事業主の皆様を支援します!!

すべて  
無料!

- パートと正社員の待遇が違う。このままでよいのか...
- 同一労働同一賃金ってよくわからない。
- パートさんにもやりがいを持って仕事してほしい。
- 就業規則が法改正に対応できているかどうか不安。
- 有給休暇を年5日以上取得していない従業員がいる。
- そもそも働き方改革って何?
- 残業が月45時間、年360時間を超えている。
- 助成金ってうちの会社でも利用できるの?

『徳島働き方改革推進支援センター』の支援内容

- 1 電話・来所・メールでのご相談
- 2 労務管理セミナーの開催
- 3 専門家派遣
- 4 相談窓口への専門家派遣



お問い合わせやご相談はこちらまで

## 徳島働き方改革推進支援センター

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階  
徳島県社会保険労務士会内

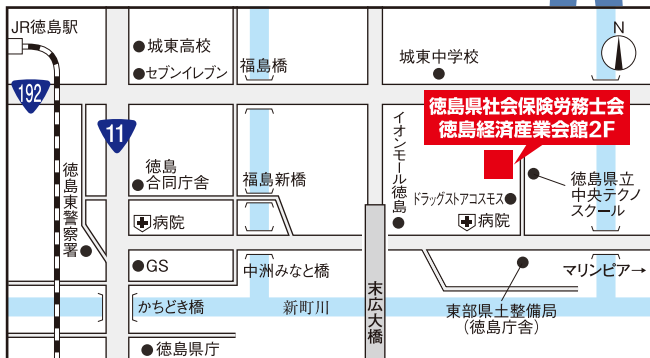
午前9時～午後5時(月～金開催、日・祝日・年末年始除く)  
※土曜に相談希望の方はお問い合わせください。



フリーダイヤル **0120-967-951**

FAX.088-654-7780

メールアドレス soudancenter@tokushima-sr.jp



FAXでのお申し込みは裏面で

相 談 申 込 書

専 門 家 派 遣 申 込 書

セ ミ ナ ー 申 込 書

相 談 窓 口 へ の 専 門 家 派 遣 申 込 書

令和 年 月 日

徳島働き方改革推進支援センター 行

**FAX.088-654-7780**

企 業 名 団 体 名	(名称)  代表者(担当)名
所 在 地	〒  E-mail @
電 話	 FAX
種 別	ご相談・セミナー開催・専門家派遣・相談窓口への専門家派遣
希 望 日	① 月 日 ② 月 日 ③ 月 日
ご相談内容 ・ セミナーテーマ	

[注] お申し込みいただいた企業及び個人情報は、相談支援事業に関する以外には使用いたしません。  
ご相談内容は担当する専門家の人選のために予めお伺いしております。

お申し込みありがとうございます。後程担当者からご連絡いたします。